

いうことか。

**石井** だから小作料を上げるための口実として、土地改良投資を地主が使っているということかもしれない。

## (6) 改良前後の地代水準

**島本** 改良の効果が、實際上小作料としてそんなに大きくは出てこない。だから当然それでは償還金は払えない。そこで少なくとも毎年の公庫の償還金ぐらいは、上積みしたいということになる。

**石井** 本来なら、投資と小作料の増額が見合うはずであるにもかかわらず、実際にはそれだけの増収効果がないから、それを損失と地主が感じてしまう。だからそういうことになる。

**田代** 開発地域の中で、地主が非常に強くて山持ちで、その人をなんとか説得して事業に参加してもらったというようなところが多い。そこでこんな高い地代はおかしいじゃないかという問題を投げかけなければ、そのままずっとそういう論理が通っていく。たとえば私どもが調査した五條吉野とか丹波の国営開発でも、ややそういう傾向がみえてきて、そういうのはおかしいんだといえば納得はするけれども、問題を提起していかないといけない。ただ、その問題がすべて、有益費の中に含まれるかどうかは別だ。

**石井** 栃木県の国営・塩那台地の小作料水準にもそういう問題があった。

**梶井** これからの問題として、いままでにすでに小作人が3条資格者でやった土地改良はいっぱいあるわけで、従来はむしろそれが支配的だった。その小作が解約になった場合というのが、これから出てきうる。そうした場合にどうなるかという問題がある。

白根の場合は、農業委員会で標準小作料を、そういう計算で決めてしまった。

**島本** そういう意味では、小作料水準の話なのだから、内容的には工事費負担を転嫁しているのだが有益費問題をすり抜けてしまっている。

梶井 事業費負担を半分に分けて上乘せした。

田代 そのほうが、地元では非常に通りやすい。同時に白根の場合には、水利費は地主が負担しているでしょう。だから実質的な小作料というのは、考えられるほどには高くないが。

### (7) 再び永久改良について

田代 さきほど稲本先生がお答えになった問題について、ちょっと補足したい。そもそもわれわれの習った経済学では、永久的改良というか、耐用年数が無限大だというのは、資本ではないという考え方だ。基本的には、これは土地を新しくつくったものであって資本ではない。したがって本来ならば、それはまさに地主が土地をつくるためにそういう金を投下すればいいんだということになると思う。

しかしここで出されている問題のように、そうではなくて、小作人が基本としてそういう金を投下したんだというふうに割り切ってくれば、資本である以上は耐用年数があって、資本としてはいずれかの時点で回収されるものとして、われわれのほうで観念する。農地造成で永久的といっても、実際には崩落も起こってくるし、地盤沈下も起こってくる。地球上がすべて永久的ではありえないという意味では、永久という概念も否定されるし、そういう形で割り切っていないんじゃないだろうか。本来、小作人が負担して投資している以上、それは資本を投下したんだと……。

稲本 さっきいったことの補足をする、ぜんぜん違う問題を結びつけて話をしたようにいったが、60年と決めると、60年たってもまだ残っている効果が実際にはある。これをどうするかということは、もはや当事者の間で問題にしなくてもいい、そういうコンセンサスができればいいということである。

土地改良事業の場合については、これこそ公費負担部分が実現した効果があるのであって、特定の地主に帰属するというのでなく、そのあたり一帯の改良に充てられたと考えることができる。だから賃借人が投資したものの中から、永久的な効果が実際には生じているだろうが、それを公費負担のほうに集めて、賃借人のほうは